

平成 30 年第 3 回設楽町議会定例会（第 1 日）会議録

平成 30 年 9 月 4 日午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 加藤弘文	2 今泉吉人	3 河野 清
4 松下好延	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 金田文子議員

(1) 町立学校の学習環境を最適化せよ。

①エアコン設置を急げ。

・猛暑対策の現状と問題点は。

・エアコン設置計画は。

②一人ひとりの学びを保障する I C T 環境を整備せよ。

・タブレット端末の一人 1 台整備を急げ。

・各学校の Wi-Fi 環境整備の実状と計画は。

(2) 決算（審査）を将来に活かせ。

- ①現金主義からの脱却は。
- ②財務4表公開の意義と公開時期は。

2 加藤弘文議員

- (1) 7月上旬に本町で発令された「避難準備情報」への対応について
- (2) 「災害時要援護者対象者台帳」の運用について
- (3) 新「障害者雇用促進法」の本町での取組について

3 河野清議員

- (1) 屋外防災無線について「難聴地域解消」の取り組みについて
- (2) 町内避難所の位置付け、現状と今後について
- (3) 町内河川管理の進捗状況について
- (4) 設楽ダム放流時の下流住民の安全確保について町としての考え、姿勢を問う。

4 田中邦利議員

- (1) 小中学校の熱中症対策、エアコン設置について
- (2) 記録的豪雨に備える土砂災害対策について

会 議 録

開会 午前8時59分

議長 皆さんおはようございます。台風が心配ですけど、ただいまから会議を始めます。本日は、皆さん「とましーな」シャツでの御出席をいただき、ありがとうございます。また、町執行部の皆さんも御協力をいただき、ありがとうございます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成30年第3回設楽町議会定例会(第1日)を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7熊谷 おはようございます。それでは平成30年第9回議会運営委員会結果の委員長報告をいたします。平成30年第3回定例会(第1日)の運営について、8月29日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、日程第2は従来どおりです。日程第3「諸般の報告」は、議長より報告があります。日程第4「行政報告」は、町長より報告があります。日程第5「一般質問」は、本日4名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。本日提案されている案件は、町長提出22件です。日程第6、報告第8号から日程第9、議案第44号までの4議案は順次1件ごとに上程します。日程第10、議案第45号から日程第14、議案第49号までの5議案は一括上程します。日程第15、認定第1号から日程第27、認定第13号までの13議案は決算です。一括上程し、決算特別委員会を設置して審議することといたしますが、今日このような台風が上陸するというような状況でありますので、場合によっては中断し

て、改めて議運を開いて次の日程に審議することになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

1 加藤 動議です。ただいまのお話にもありましたように、台風 21 号が接近しており暴風警報が当地にも出されている現状を見るならば、本会議を中断し、情報収集並びに住民の安全確保、災害への対応に、役場全体で早急に取り組む必要があると思ひますが、いかがでしょうか。議会の議決を求めます。

議長 ただいま 1 番加藤弘文君から動議が出されました。いかがいたしましょうか。
（「続行」という声あり）

議長 続行の意見が出ました。続行したいと思ひます。

ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、3 番河野清君、4 番松下好延君を指名します。よろしくお願ひします。

議長 日程第 2 「会期の決定について」を議題とします。本定例会の会期は、本日から 9 月 19 日までの 16 日間としたいと思ひます。御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。会期は 16 日間と決定しました。

議長 日程第 3 「諸般の報告」を行います。はじめに、監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査の結果について、平成 30 年の 5 月から 8 月執行分の結果報告が出ています。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願ひします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第 129 条第 1 項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

次に、陳情書等の取扱いについて、お手元の議事日程に綴じ込みで配布したとおり、陳情書 5 件を受理しています。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情第 9 号、陳情第 11 号から陳情第 13 号までの 4 件を文教厚生委員会に付託し、陳情第 10 号は議長預かりとすることに決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第 4 「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありました

ので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、9月議会定例会定例会初日の開催にあたりまして、全員の方に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

台風21号が、本日午後かあすの未明にかけてこの地方に接近をし、また風雨が強まることが予想されております。避難準備情報の発令等、住民の皆さんが早期に態勢を整えていただけるよう呼びかけていくこととしております。また、本日はこうした状況に伴い、町内の全保育園、小中学校を休園・休校とし、安全を図ることといたしましたので、お知らせをいたします。

それでは、行政報告をさせていただきます。最初に、歴史民俗資料館・道の駅清嶺の状況についてであります。2回目の入札が不調に終わったと6月議会初日に報告をさせていただきましたが、その後の状況について説明をさせていただきます。再度、不調に終わった原因といたしましては、東京オリンピック等による設備投資が好調なことにより、設計当初より資材単価が高騰していること、また都市部で同規模な建築物の受注機会が多く発生している傾向にあり、受注が容易にできることから施工条件の悪い当町の工事をわざわざ受注する必要性がない。そんなような状況が出てきているのではないかというふうに考えられるところでございます。現在は、そうしたことも考慮に入れて、部材、また単価、そして施工方法も含めた見直しを行い、入札・契約に向けて設計の変更を進めております。今後のスケジュールですが、設計変更と内容変更に伴う建築確認申請を年内に進め、完成時期が延びることから、12月に継続費の補正予算をお願いをし、年度内に契約できるよう進めてまいります。工事とオープン準備に、約2年を要することから、オープンを当初より1年遅らせて、平成33年春をめざします。なお本件に関しましては、いろいろ御心配をいただいているところでもございますので、逐次、状況を報告をさせていただきたいと思っております。

次に、WRC、世界ラリー選手権についてです。日本ラウンド招致準備委員会においては、8月22日に東京で招致に関する経過報告会が開催されるなど、来年秋の開催に向けた準備が着々と進められております。また、町内を通るコースにつきましても、安全面等を考慮した検討が行われており、当初予定をされていたコースが変更される可能性があります。現在、町では関係自治体の担当者会議への出席、また新城ラリーの取り組みの説明を受けるなど、情報収集や体制づくりの検討を行っております。今後、12月上旬に正式に日本開催が決定をいたしますと、開催に向けた動きが加速すると思っておりますので、町といたしましても関係団体と連携を密にして、開催に向けてしっかりと準備を整えていきたいと思っております。

次に、若者の移住定住を目的とした宅地分譲についてです。設楽ダム建設事業で造成がされました集団移転地の残りの区画など11区画を、若者の移住定住用に平成28年7月から1坪1万円で分譲を開始をいたしました。平成28年度に7件、本年度に入り3件の応募があり、残り1件となっておりますが、8月にこ

の1件の応募があり、すべて売却済みとなる予定ですので、御承知置きをいただきたいと思います。なお、購入者の内訳といたしましては、町内在住の方が8世帯、また町外から移住される方が3世帯となっております。

最後に、地域おこし協力隊についてであります。現在、2名の地域おこし協力隊員が、町内にあるたけうち牧場、またスーパー栄屋、そして太平建設等へ地場産業魅力化研究員として活動をしております。高木隊員につきましては、3事業所の勤務を終えて、これから名倉地区でゲストハウスですとか、レンタルサイクル事業を開業をするために、先例地の視察ですとか起業実践者向け研修に参加をし、準備を進めております。もう1人の堀田隊員につきましては、最後の事業所となる太平建設に勤務を今しております。両名が勤務をした事業所に対しては、それぞれの視点から事業所の魅力発信、また新たな人材確保に向けた提案をしてきていただいております。また、この10月1日から橋本謙蔵さんと言われる、年齢が43歳の方で、今まで東京都で時事通信社の記者として働いておみえになった方を、地域おこし協力隊として採用することといたしました。この橋本隊員には、2名の隊員同様、当面は地場産業魅力化研究員として、愛知県の淡水ですとか、関谷醸造、そして大谷屋商店の、この3事業所に勤務をしていただきますので、御承知置きをいただきたいと思います。なお、住居は、田口の旧役場前の田口印刷さんの住宅をお借りをして、ここに住む予定としております。

本日は、4名の議員による一般質問に続き、継続費、財政状況に関する報告2件、条例の制定1件、教育委員の任命に関する同意1件、一般会計・特別会計の補正予算5件、平成29年度歳入歳出決算認定13件の計22件を上程をさせていただきました。また、最終日に工事請負契約の締結2件を追加上程とさせていただく予定です。提出させていただいた議案等につきましては、本会議及び各委員会において慎重審議のうえ、適切な議決をたまわりますようお願いを申し上げ、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内としますので御協力をお願いします。はじめに、5番金田文子君の質問を許します。

5 金田 おはようございます。5番金田文子です。議長のお許しをいただきましたので、質問を始めます。まず、町立学校の学習環境についてです。町立学校の学習環境の整備は、町行政の責任ある仕事です。よって、町立学校で学ぶ子供たちの学習環境を適正化することを求め、2点を質します。

1点目は、エアコン設置についてです。この夏の猛暑は、子供さんの命を脅かすほどのものでした。豊田市で児童が亡くなるという痛ましい事例が発生し、この一大事に対して、エアコン設置を前倒しして行った自治体も多いと聞きます。また、岐阜のある病院では猛暑対策が十分でない環境にあった入院患者さんが、

相次いで亡くなるというニュースも大きく報道されました。最近では異常気象が日常化してしまった感さえあり、弱い立場の方たちが最も影響を受けている状況です。愛知県知事は県立学校のエアコン設置を2年間で急ぐとし、特別支援学校にまず設置と明言しました。設楽町でも、夏休み前に、学校内の気温が30度以上という日が幾日も続いた時期があり、時には35度に達する日もありました。私は、本町でも、子供たちの命と健康を守る事を最優先にしなければならない。そして、学習に集中できるように教室の温度管理が必要。エアコン設置を急いでいただきたいと考えています。そこで、猛暑対策の現状と問題点をお聞きします。そして問題解消に必要な、エアコンの設置計画はいかがされるのかお答えください。

2点目は、「一人ひとりの学びを保障するICT、情報通信技術の環境整備」についてです。時代の要請でもあり、新学習指導要領でも重要事項として、情報活用能力、プログラミング教育を含む、習得・活用・探究のバランスを工夫することが挙げられています。その実現のためにICT環境の整備を急ぐ必要があると考えます。文部科学省が、子供たちの情報活用能力の育成を図るための「ICT環境整備事業」を展開しており、このたびの概算要求にも大きく取り上げられています。平成28年12月26日、文部科学省は新指導要領の実施を見据えて、平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針を取りまとめ、各都道府県の教育長らに通知しました。この整備方針には、最低限必要で優先的に整備すべきICT環境、8項目の考え方が示されています。私の質問では、整備すべきICT環境の8項目の中から、学習者用コンピュータ、児童生徒用として、タブレット端末を1人1台の導入を要請し質問します。

小学校中学年以上では、カメラ機能がついていることが望ましいとされていますし、移動が簡単にできるタブレットは、習得・活用・探究のいろいろな学習場面に対応が可能だからです。タブレット端末の1人1台整備は進んでいますか、急いでいただきたいがいかがでしょうか。そして、教室内で通信できるためには、Wi-Fi接続が可能でなければなりません。各学校のWi-Fi環境整備の実状はいかがですか。私が調査したところ、学校により格差があるようです。整備の計画はどうなっていますか。

次に通告の(2)に移ります。決算は、自治体の状況を客観的に知る重要な資料です。近年は、次年度の予算編成に活かすことと同時に、資産・負債等の透明性を高め、財政見通しをもって将来の行財政運営をしていくための資料としての意味が強調されるようになっていきます。そこで、自治体会計も現金主義から発生主義へと大きな方向転換を求められました。しかし、各地方公共団体の財政状況、特に危険度は、現行の現金主義「単式簿記」会計においても、従来からの「健全化判断比率」や「資金不足比率」などで把握でき、他団体と全国的に比較ができない「複式簿記」の導入は、手間がかかるだけで、ほとんど意味がないとする議論もあったため、導入が進みませんでした。この状況を打開するために、総務省

が平成 26 年 4 月に「今後の地方公会計の推進に関する研究報告書」を公表し、同報告書において、「固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準」を示しました。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して実務レベルでの議論を進め、平成 27 年 1 月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめ、この統一的な基準による財務書類等を、平成 29 年度までにすべての地方公共団体において作成するよう要請されました。そして、多くの自治体が、地方自治を取り巻く厳しい財政状況の中で、「単式簿記」では全体の資産・負債の状況が把握できず、説明責任を果たしきれていないとの批判に答えるべく、普通会計ベースで平成 28 年度決算の財務書類、4 表：貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書、を公開し、ホームページ上で閲覧できるようにしています。設楽町では、まだ公開されていませんが、本町の取り組みについて、以下を要請しつつ質問します。

決算審査を含め、決算を将来に活かしていただきたいと切望します。全体の資産・負債の状況が把握できるようにするため、発生主義へ、現金主義からの脱却は進んでいますか。財務 4 表公開の意義をどう認識していますか。その公開時期はいつですか。以上、1 回目の質問とします。御答弁、よろしくをお願いします。

教育課長 それでは、「町立学校の学習環境を最適化せよ」について、教育委員会のほうから回答させていただきます。まず、1 つ目についてですけれども、現在、各学校の猛暑対策は大型扇風機や家庭用の扇風機により対応しています。今年の夏は特に異常といえる猛暑で、一部の学校のデータでは昨年度に比べて学校環境衛生基準の 17℃以上 28℃以下であることが望ましいとされている基準を超える 29℃以上の日数が 9 日から 19 日ほど増えています。また最高温度も 3℃から 5℃ほど上昇しており、この異常気象が一過性ではない可能性があることも考えられることから、扇風機だけの対応では十分な熱中症対策とは言えない状況となりました。

現在、名倉小学校の特別支援教室 2 室を除く 36 室の普通教室・特別支援教室及び名倉小・津具小・津具中の職員室にはエアコンが設置されていません。これら全てにエアコンを設置するとなると、設計してみないとわからないところもありますが、かなり多額の費用となると思われます。当然、全て設置するためには国の補助制度を利用していくことがベストではありますが、補助金を活用するとなると申請から交付決定を受けて工事施工までの流れの中で、夏休み中に工事が施工できたとしても、実際にエアコンが一番必要な期間に稼動できるのは翌年度からとなってしまいうことも考えられます。そのため、補助制度を活用していくのがあるのか、早く設置するためには町の単独財源でいくほうがいいのか、町財政部局とも相談しながら早急にエアコンの設置計画を検討したいと思いますので、できれば今年度中に設計書の作成を行っていきたいと思います。

次に 2 つ目ですけれども、現在の ICT 環境の状況ですが、タブレット端末は各

小学校で普通教室プラス教師用に配備されていまして合計 29 台、各中学校で生徒 3 人に 1 台プラス教師用に配備されていて合計 18 台、Wi-Fi 環境は清嶺小学校と名倉小学校の一部で利用できる状況です。タブレット端末、Wi-Fi 環境の整備ともに総合計画の中で平成 33 年度末までに、タブレット端末は 1 人 1 台、Wi-Fi 環境は全校で整備することになっています。また、平成 29 年度から ICT の授業での活用や校務支援の拡充を図るため、ICT の専門家を各小中学校に派遣し、教職員及び児童生徒に対し ICT 活用の拡大のための助言、指導並びに支援を行っていますが、その中で学校とも相談しながらパソコンをタブレット端末に変更しながら、まずは各学校の児童生徒の最多クラスで 1 人 1 台の環境に整備していきたいと思っております。以上です。

財政課長 金田議員の 2 点目の「決算（審査）を将来に活かす」について、御質問がありましたのでお答えしたいと思います。まず最初に、「現金主義からの脱却は。」ということです。御質問の現金主義からの脱却はということですけれども、基本的な考え方として、現行の地方公共団体の予算管理・執行については、住民の代表である議会を通じて住民の意見や要望を施策に反映させるという民主主義の考え方に基づいており、この考え方においては現在の現金主義が本来の姿であると考えられます。主な理由としては、現金収支という目に見える客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に最も有効なものであると考えられるためです。一方、発生主義及びそれに基づく財務書類は、現金支出を伴わない減価償却や職員の退職金の準備金としての引当金等の将来の債務の把握ができるというメリットがありますが、あくまで現金主義を補完するものという位置づけで捉えています。

また、現金主義においては、監査委員による例月出納検査、決算においても監査委員及び議会の審査などの 2 重、3 重のチェック機能により適正な予算執行が確保されていること、また、現金主義の決算数値を用いて財政健全化法の各指標を計算していますが、計算した結果、基準値を超えた場合は、地方債の発行という自治権に制限をかける、いわば強権的な制度もあり、安易に地方自治体が倒産状態にならない仕組みとなっていることから、現金主義に基づいた制度により地方公共団体の財政運営が行われているものと考えられます。以上のことは、過日、財政課職員が受講した研修においても講師から説明がありました。

したがって、一般的に「脱却」とは古い考えや欠点を捨て去ることと捉えられますので、現金主義から脱却するというのではなく、現金主義を基本としつつ、資産や負債等については発生主義による補完を行い、町の財政を管理・運営していくことが望ましいと考えています。質問の趣旨のとおり発生主義の重要性は認識しております。今後必要になるということも十分に認識しておりますが、発生主義に置き換わるものではないという認識でおります。

2 番目の「財務 4 表公開の意義と公開時期は。」ということです。財務 4 表を公開することで、一般論としては、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任

をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化が図られるものと考えます。ただし、これはまだうちのほうで実際に作っていないものですから、マニュアルだとかテキストに書いてあることをとりあえずそのようになるものと考えおります。で、具体的には、現金主義では見えにくい町の資産等の減価償却費や職員の退職金の準備金としての引当金等の将来の負担となる費用の把握が可能となります。その他、町の所有している資産や負債の金額等の把握も可能になります。したがって、財務4表の公開により、こうした町の所有する全ての資産情報が「見える化」され、住民や議会等に対する説明責任、この場合、現金主義では財政運営面に偏りがちになると思いますが、それに対して発生主義での説明責任は、財政を含めた役場全体の業務全般についての説明責任の履行という点と、役場組織の運営管理機能の向上のために役立つものと考えられます。その他、予算編成等においては、予算の効率化・適正化への活用も考えられますし、職員の意識改革を含め、いわゆる聖域なき歳出改革にも役立つものになるのではないかと考えております。

次に、公開の時期です。本来であれば、議員御指摘のように、平成29年度中に公開できるように作業を進めておりました。しかし、財務4表を作成するために、現在使用している財務会計システムから収入や支出のデータを仕分けする業務に予想以上の時間を要したことから、また、担当が4月の人事異動で交替となったことで、作業の取りかかりが遅れたこと等により公開には至っておりません。

現在、他の団体から情報を入手するなど担当職員は鋭意努力していますが、4つの表が連動しているため、全ての表が完成した後に公開する予定となっております。現在の予定では、順調に作業が進んだ場合、今年中、12月末までには公開したいと考えております。以上です。

町長 私からは、エアコンの設置についてお答えをさせていただきます。申し上げますように、できれば今年度中にこの設計書を作成をして、速やかにというふうには考えたいところではありますが、現実、財源等確保するために、補助事業ですとか、また町の積立金、こうしたものを活用を含めて、こうした財源の裏付けをつけたいと、そしてこうしたものを明確にした上で、随時取り付けていきたいというふうに考えております。

取付時期につきましては、全国的にエアコン設置が検討されている状況でもあります。そういったことを考慮いたしますと、一斉にエアコンの設置が、各自治体でも始まるのではないかとというようなことも考えられ、そのために取り付けされる業者ですとか、また機器の在庫状況等、こうしたことの兼ね合い等もこれから考慮に入れた上で、これを進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、タブレット端末についてでございますが、今、教育課長がお答えをさせていただきましたとおり、今後、各学校と相談をしながら基本的には1人1台の整備という形でこれを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

5 金田 御答弁に対して再質問させていただきます。まず、エアコンについても、タ

ブレット端末についても、財源が問題だっていうことはよく知っています。教育課の方々のすごい努力とか、心配して頑張って探しているというような、そういう状況もヒアリングでよくお聞きしていますので、きっと前向きに進めてくださるとは思っているんですけども、財源が確保できてからとか、それから、さらに今町長が御指摘なさったように、エアコン設置が各地で相次いで品不足になるとか、そういうことも考えられますので、先手必勝で早いうちにとにかく手を打った人の所の学校、あるいは町ができるということになると思うので、財源のめどがついてからおっしゃっていないで、なんとか基金等取り崩しも考えていただいて、早急にしていただきたいと思います。特にエアコンについては全部設置するのはものすごいお金かかるということなので、財源のめどをつけてということではもちろんいいと思いますが、9月に入ったので、この地域では大丈夫かなと思いますが、来年に備えて、例えばスポットクーラーで対処した学校もありますし、それからエアコンがとてものなかなか追いつかないというので、保冷剤ですか、保冷剤の首に巻けるようなやつを緊急のために用意した学校とか自治体もあります。さまざまな工夫があると思いますので、ネット等で調べればすぐに出てくるので、緊急に、命を脅かすような時に対処できるっていう、緊急措置だけは今年度中にめどをつけちゃって、そしてエアコン設置の財源確保にも御奮闘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長 今、私が申し上げた財源の裏付けというのは、やはりこの事業を進めていくには多額なお金が必要になるというふうに想定されておりますので、安易に、安易というのは財源の目鼻がたたない状況の中で、これを実施に向けて進めるということはですね、やはりそこはきちっと裏付けをもってやるのが、我々こうした事業を進めるための責任にもなると思っております。そうした財源の確保の中には、今申されておりますように、町で今所有しておる教育基金ですとか、例えばそういったようなものも運用ということも含めて、これから各校に位置付けをし、裏付けをもってこれを進めたいと、こういう話ですので、これができなければいつまでもじっと考えておりますという、そういう意味ではございませんので、御承知置きいただきたいと思っております。

5 金田 わかっております。例えば授業の時でも先生方は5分外に出てたら5分休憩すると、部活なんかでも。すごい細かく配慮されました。そして給水も頻繁に行うっていうようなことを、すごい御努力されているので、先生方が授業のことのほかにさまざまなことに労力や心配が費やされないように、ぜひ大急ぎで整備をお願いいたします。

それではWi-Fiのことについてもう1点、先ほど学校間の格差があると申し上げましたが、教育課長さんからも学校の名前を挙げて格差について御指摘がありました。例えばICTの指導員、専門家の方を今年から配置されましたので、その方が各教室をチェックされて、例えば名倉小学校なんかは教員だけではできない、できないと思っていたのが、その方がチェックしてくれたおかげでできる

ようになったとか、そういうようなこともありますので、機器とか設備だけではなくて、そういう人材も活用しながら、早いうちに接続できる環境にしてほしいと思います。タブレットが揃っても接続できなければなんにもならないのでお願いします。1日でも早いほうがいいと思いますが、先ほどの御答弁があった最多クラスで1人1台整備っていうことを、最多クラス人数で1人1台整備っていうことをすれば、幸いにも小規模校ばかりですので回して使えますので、最低限そこで十分なのかなと思ってますので、なるべく早い段階でお願いいたします。そのとき、ちょっと追加ですが、小学校の高学年以上はアルファベットとかで入力したりすることができるのですが、ちっさい子たちも使うと思います。観察に出かけて、ビオトープなどに観察に出かけて写真を撮るだの、それから図鑑を調べるだの、ITで調べるだの、パソコンで調べるだのっていう、そういう環境もほしいと思いますので、ぜひペン付き、書けるやつ、画面上に書くとそれが反応できるような、ペン付きのタブレットっていうことも考えておいていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

教育課長 Wi-Fi環境のほうですけれども、今2校で使えるだけとなっております、当然タブレットを用意するとなりますと、使えないとタブレットが使えない状況になりますので、タブレットの整備とともにWi-Fiのほうも整備をしていきたいと思っております。また各学校の先生方と相談しながら、どのようなものがあるのか、それは低学年にはこんな方がいいとか、そのへんも検討をさせていただきながら整備をさせていただきたいと思っております。

5 金田 確認ですが、1人1台を平成33年度末までにするという数値目標はあったんですけれども、最多クラスの数で1人1台整備するというのが目標年度というか、期日はいつでしょうか。

教育課長 最多クラスに1人1台というのの目標についてですけれども、今小中学校のパソコンのリースのほうで32年の1月31日で今の契約が終わることになっております。で、また更新していくようなことになるんですけれども、そこでパソコンをタブレットに変更したり、Wi-Fiのほうの環境の整備をしていきたいと思っております。

5 金田 32年度末ってことは、今30だから、31年度末、じゃあ来年の終わりには整うってことですか。はいわかりました。31年度末には整えるというふうにお答えをいただきましたので期待をしたいと思います。その間にきっと先生方もパソコンを用いた個人用のコンピュータを用いた授業研究も進めていただけたと思いますので、また子供たちの学習環境が整うということを町民の皆さんにお知らせしておきたいと思っております。

では、財政のほうに移ります。新公会計についての認識については、財務課長さんの認識をわかりました。で、私、議員として決算審査に望まなければならないので、今年は財務4表が出るということで、それを使った分析について学習機会を2、3回持ちました。その時にやっぱりざっくり分析するにあたって、決

算カードで把握できる自治体の像みたいなものがあるし、それから現金出納のことでできる今の現金主義の会計でできることももちろんあるんですが、特に、例えばですね、10 指標くらいで勉強したのですが、1 つ将来の資産流失。例えば住民 1 人あたりの負債額とか、住民 1 人あたりの資産の更新費用リスクだとか、そういったものがちょっと把握できませんでした。それから現在の財政運用について、住民 1 人あたりの行政コストとか、住民 1 人あたりの資金収支状況というようなことについても、ちょっと私の力不足かもしれませんが把握できませんでした。それから資産の保有情報、負債比率とか、有形固定資産減価償却率などについても計算することが全くできませんでした。こういったようなものを、やっぱり議員としても必要だと思いますので、ぜひ財務 4 表の公表を急いでいただきたく思います。担当者がすごい苦労して努力していることはよく承知しておりますので、その人たちだけの苦労だけに背負わせることでは大変仕事量が多すぎるということも考えておりますので、以下のことについて再質問させていただきます。

では、まずですね、財政担当者の 1 人 2 人がすごい詳しくなっても、この諸表っていうか、発生主義の会計をうまく活用していくためには、先ほども出ましたように、総務省で指摘しているように、固定資産台帳の整備がもうそれがなければできないのです。で、固定資産台帳の整備については、そんな財政担当とか、水道担当の人も今一生懸命やってること知ってますが、そんな担当者 1 人が一生懸命やっても、ほんとに時間がかかることなので、実務レベルでの研修の機会を、その財政担当だからとか、水道担当だからってことでなくて、この庁内、役場庁内のみんなが、特に課長さん、町長さんたちの年齢とかじゃなく、若い実務レベルで担当する人たちの研修の機会を作ってほしいと切に願いますが、いかがでしょうか。そうでないと担当になった人が潰れてしまいます。病気になってしまいます。それから役場庁内のできる人材育成については、このときだけ集中的にやれば、今現在の勤めている若い人、20 代から 40 代くらいの人理解すればもう次からは次の世代に指導していくことができますので、ここのところで、役場庁内のできる人材育成をすごい力入れてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

町長 今御指摘をいただいておりますようにですね、この発生主義ですとか、また財務 4 表のこの重要性というのは、ただいま財政課長がお答えをしたとおりであります。そうしたところでですね、財政状況の効率化ですとか、適正化への活用につながるものというふうにも考えておるところでして、この財務 4 表の公開等については、今申し上げておりますように、職員が鋭意努力はしてこれを進めようとしております。そうしたなかで、専門的な知識、そうしたものが必要となっていることも事実でありまして、大変難しいこともあります。しかし、そうしたことも含めて、これをですね、皆さんに公表し、またみんなが共有できるというふうにと考えると、予定どおりなかなか進んでいないというのが現状でもあります。そうしたなかで、課長が先ほど申し上げたように、なるべく早く

町財政状況の公表に関する条例」がありますが、これについてもよく見直しをして、新しいものを公開の時期までに作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

財政課長 御指摘のところについては、見直して、適正なものになるようにしていきたいと思います。以上です。

5 金田 いろんな事業が山積し、期日の迫ったWRCのようなものもあって、本当に皆さんお忙しくて大変だと思いますが、ぜひぜひ設楽町の将来のために、この財政について明るい職員を増やしていただきたいと思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

議長 次に、1 番加藤弘文君の質問を許します。

1 加藤 1 番加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり、3 件について質問をさせていただきます。

先ほどは突然の動議大変失礼いたしました。ついさっき、暴風雨警報に引き続き大雨警報が発令をされました。当然のことですが、議会中とは言え、対応に遅れないようにぜひ取り組んでいただけたらと思います。

まずもって、西日本豪雨災害で被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。この災害に関連して私の1つ目の質問に入ります。本年7月上旬、愛媛・広島・岡山・岐阜などに、大雨による大災害が発生し、200名を超える多くの犠牲者を出し、後に西日本豪雨災害と名づけられた平成最悪の豪雨災害となりました。この中で、数十年に一度あるかないかの大雨が予想される非常事態であるとして「大雨特別警報」が発令され、「避難指示」「避難勧告」「避難準備・高齢者等避難開始」等が自治体から出されていたにも関わらず、多くの住民の命を守ることができなかったことへの反省と検証が現在も行われています。

本町でも、当時「大雨警報」が発令され、津具全地区に「避難準備情報・高齢者等避難開始」が本町より出されました。本情報が発令された経緯とその後の実態はどうであったのか。また今後の課題をどう捉えているのか。町当局としての見解を聞きたいと思います。

まず、当時、「大雨警報」の発令に伴い災害対策本部が設置され、津具地区に7月5日から8日まで「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されました。発令に至った経緯と、その後の対応を時系列に沿って報告を求めます。とりわけ、災害対策本部の動き、避難所の開設と利用状況・運営について詳細な説明をいただきたいと思います。

次に、本町には町指定の避難所が35箇所あり、津具地区には8箇所の避難所が指定されていましたが、各避難所の開設運営委員の確保、収容可能数、食料・飲用水・寝具などの避難所としての現在の整備状況を説明いただきたいと思いま

す。また、避難情報の住民への伝達手段についてですが、設楽町の防災無線でこの情報が2回ほど流されたということですが、町民にあまねく伝達するために十分であったと考えておられますか。住民に聴取したところ知らなかったという声や、「避難したい人は連絡してください」と言っていたとの声もありましたが真偽を質したいと思います。

さらに、岡山県真備の土砂災害は、多くの犠牲者を出しましたが、当地区の地質は花崗岩帯であり本町の地質とも酷似しています。また近年の異常気象は、観測史上最高、数十年以来などなどの言葉に表れておりますように、地球温暖化の影響もあって、その異常性は極まっています。またそれに伴って自然災害もこれまでの常識・想定を上回るものが相次いでいます。こうした災害の教訓を、危機感をもって本町としてはどう生かすのかを質したいと思います。

2つ目は、先の質問とも関連しますが、平成28年の台風10号による東北・北海道の豪雨災害の教訓から、内閣府は、これまでの「避難準備情報」という防災情報は、「避難準備・高齢者等避難指示」という名称に改正、変更されました。これまでの「避難準備」では、準備するだけでまだ避難しなくてよいという誤認を招くためというのが趣旨でした。そこで、質問しますが、本町において「災害時要援護者対象者台帳」を平成19年より作成しています。これは、避難行動に時間を要する人（高齢者・身体に障がいのある方・妊婦・乳幼児とその支援者）」を災害に備えて援護することを目的に作成されたものです。したがって、7月に発出されたのは、「避難準備・高齢者等避難指示」であり、避難行動に時間を要する前述の人々の避難が開始されなければならなかったのではないのでしょうか。

「災害時要援護者対象者台帳」が活用されなければならないまさにその時だったわけですが、実態はどうだったのでしょうか。実際には機能しなかったのではないのでしょうか。その一因として、「災害時要援護者対象者台帳」が作成されてから10年以上経過し、当初の目的を達成できるように運用できるかどうかを検証していく必要が出てきていると思われまます。町として、作成義務を果たしていると安心することなく、自然災害が多発していることを踏まえて、より有効なものとするべく再編成をするとともに、その活用が図られるものにしていくことが必要と考えますが、町の見解を求めます。

現在、「災害時要援護者対象者台帳」には746名の要援護者が登録されているということですが、その援護する人は、未だに遠隔地に住む親せきなどが記載されており、災害発生時に直接援護できるような人ではないケースが多く見受けられます。また、その台帳は、区長と民生委員のみに預けられ、実際に災害が予想される際に、どのように活用すべきものであるかが明確になっていないため実質的に機能できない状態ではないのでしょうか。

「災害時要援護者対象者台帳」について、早急に再度調査をし、対象者・援護者について災害時に実際に活用できるものとするべきと考えます。それとともに、要援護者に近い組長レベルまでその情報を共有することで、より有用な活用が図

られるものと考えますが、町としての見解を聞きたいと思います。

次に、3つ目の質問に入ります。本年、平成30年4月1日より「障害者雇用促進法」が改正され、障害者雇用についてさらに高い雇用率が国・地方公共団体・民間企業に求められました。然るに、その手本を示すべき国の省庁では、数十年前から障害者数を水増しして誤魔化してきたという実に恥ずべき実態が発覚しました。本町での実態、町及び民間について詳しく報告を求めると共に、今後の障害者雇用に対する姿勢を問います。

本町では、障害者雇用率2.5%は満たしているようであります。しかし最低限を何とか満たしていればよいというのでは、差別を禁止し、障害者の就労機会を広げるといふ本来の目的からすれば十分ではない。そのことは明らかです。2.5%はこれ以上の採用をするという基準であり、さらに雇用率を高めていく努力が必要であると思います。障がいのある人もこの町で暮らし、安心して働ける設楽町であるべきと考えますが、設楽町の姿勢を聞きたいと思います。

5年前に、本郡に豊橋養護学校「山嶺教室」が設置され、知的障害のある生徒たちの就学の機会が広がるという郡内教育史における画期的な施策が実現しました。しかし、彼らが卒業した後の町内での進路、就職の機会が広がっていないことが課題となっています。「障害者雇用促進法」では、雇用すべき障害者は、身体障害者・精神障害者・知的障害者となっており、町の職員募集の拡大・民間企業への奨励などの施策をさらに積極的に推進していくべきだと思います。町の見解を問います。以上で最初の質問を終わります。

総務課長 それではですね、加藤議員から出されました一般質問について、総務課からお答えをさせていただきたいと想います。

まず、1つ目の「7月上旬に発令されました「避難準備情報」への対応について」です。その内の1つ目、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたが、発令の経緯とその後の対応を時系列に沿って説明を求める。とりわけ災害対策本部の動き、避難所の開設と利用状況・運営について詳細な説明をいただきたいとの質問です。始めにですね、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」を発令する基準について説明をさせていただきたいと思います。これはですね、昨年8月の議会全員協議会で、設楽町防災計画を見直しをさせていただいた時のことを説明させていただいたものになります。「避難準備情報とは、大雨警報が発令され、土砂災害警戒情報発令の可能性が高い場合に土砂災害危険区域等に住んでいる方や高齢者等に対して、「避難の準備」を始めるように行政無線で周知すること」です。この避難準備情報を発令する場合には、区長さんを通じて避難所の開設体制を整え、実際に避難される方がみえる場合には、職員が出向いていくことになります。「避難勧告は、避難準備情報発令後、今後も雨が強く降ると予想される場合や土砂災害警戒情報が発令された場合、人的被害が発生することが予想されるため、住民の皆さんに対して避難を促すこと」です。避難勧告を発令する場合には、避難所は開設されていて職員の配置も完了されている状態になってい

ます。「避難指示は、「避難勧告」よりも状況が悪化していて、人的被害の可能性がより高まった時に発令し、強制的ではないものの自分の身を守るために避難をしてもらえよう指示するもの」であります。また、発令に対しましては、空振りを恐れずに実行する。空振りによる苦情はやむなし、理解されるよう努める。日没前に避難が完了できるよう、避難準備情報・高齢者等避難開始をなるべく早めに発令する。突発的な豪雨など、やむを得ず夜間に避難を呼びかける場合にも躊躇なく発令するという態勢で臨んでいきたいというふうに思っております、今日もいろいろな情報を住民の方々に行政無線等を通じまして流させていただきます。

で、今、先ほど加藤議員がおっしゃられましたように、大雨警報が発令をされましたので、今広報で流す準備等もさせていただきますという状況になっております。

こうしたことを踏まえまして、7月上旬の大雨時における対応です。7月5日の午前0時37分に大雨警報が発令されましたので、午前1時に総務課職員による第1非常配備体制をとりました。大雨警報はその後にも継続して出されていきましたので、午前9時10分に大雨に関する情報を行政無線で放送させていただきます。津具地区では、4日の午前2時ごろから降り始めた雨が、5日の午後4時頃まで250mmに達し、引き続き大雨が予想されたため、日没前の午後4時55分に津具地区に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令させていただきました。なお、発令前には津具地区の区長さん方へ電話連絡を行い、避難準備情報を発令しますので、避難をする方がみえる場合には、避難所の開設や役場への連絡を行っていただけるよう依頼をしております。

対策本部の動きとしましては、5日の5時15分に町長を本部長として、班員9名と総務課、管理課職員による第2非常配備体制を整え、避難所の開設や災害発生時の現地確認のため、翌朝まで本庁や支所で待機をしております。避難は、津具地区の単身高齢世帯2世帯が、親戚等に自主避難をされましたが、避難所には避難される方が見えなかったことから、避難所の開設は行っておりません。

それから、2つ目の各避難所の開設運営委員の確保、収容可能数、食料・飲料水・寝具などの避難所としての現在の整備状況、また避難住民への伝達方法についての現状の説明をいただきたいとの質問であります。各避難所の開設についてですが、避難所の鍵は役場で保管しているものと各区で保管しているものと両方ありますので、区長さんとの連絡を密にして開設して行きます。運営委員の確保につきましては、防災訓練等で各行政区の中で「避難所運営委員会」を組織していただき、会長、総務班、連絡・広報班、保健・衛生班、施設管理班、ボランティア班等の選出をしていただき、運営に当たっていただけるようお願いをしております。

役場職員におきましては、避難所を開設した後は、避難所運営に対する補助や災害対策本部との連絡員としての役割が主な任務になるというふうに理解をし

ております。

収容可能人数につきましては、全35避難所で1,350名を想定しております。食料等は、避難所での保管でなく役場で一括して保管をしております。その数は食料9,500食、水1,000ℓ、毛布640枚を備蓄しております。避難所が開設されたらいつでも搬送される状態になっております。ただ、食料につきましては、役場として、防災訓練等を通じまして、個人に1週間程度の保存食の確保をお願いしております。また、各自主防災会でそれぞれ非常食の保管をいただいている所もあるという状況となっております。住民への伝達方法ですが、まず行政無線になります。ただ、大雨時等に聞こえにくいということもありますので、先ほどもお話ししましたように、区長さん方にはこちらからの情報をいろいろ入れてありますので、そこからですね、組の言い継ぎ等を通じて連絡をしていただけるようなことも有効な手段だと思っております。区長さん方には状況に応じて対応していただけるようお願いをしております。

現実的にですね、今日の台風の状況につきまして、昨日区長さん方に連絡をして、組の言い継ぎ等を利用して、避難の準備を早くしていただけるというようなことをお願いをさせていただいているという状況になっております。

3つ目の今回の西日本豪雨災害等の教訓を、危機感を持って本町としてはどう生かしていくかという質問に対してであります。岡山県真備町の災害は、私はちょっと河川の氾濫だというふうに理解をさせていただいておりますけども、広島県等の災害地の地質は議員御指摘のとおり、この地区の地質と同様だというふうに認識はしております。未曾有の大雨が降った場合、土砂災害を未然に防ぐことは困難でありますので、安全な場所に早期に避難していただくことしか方法はないというふうに理解をしております。そうしたことから、先ほど述べましたように、災害の発生がある場合には、早めの避難を促す避難準備情報等を空振りをおそれず発令し、住民の方が素早く避難していただくことを徹底をしていきたいというふうに思っております。

続いて、2つ目の「災害時要援護者対象者台帳」の運用について、お答えをさせていただきます。「災害時要援護者対象者台帳」をどのように活用すべきものか明確になっていない、このような現状をどう改善すべきかという質問と、要援護者に近い組長レベルまでその情報を共有することで、より有効な活用が図られるものとする。町としての見解を問う。という質問ですけども、関連がありますので、一緒にお答えさせていただきたいというふうに思います。「災害時要援護者対象者台帳」は、毎年更新をされていまして、4月の区長会時に区長さん方にお配りをさせていただいております。区長さんや民生委員さんには、要援護者台帳の活用方法について説明を行っておりますので、御理解をいただいているものと思っております。

活用方法等の1つには、避難所に要援護者が避難しているのかを確認する。もう1つは、例えば2人世帯であった人がどちらかがお亡くなりになり、単身世帯

になってしまったことにより、要援護者台帳に登録したほうが良いではないかというように思う場合に、登録の案内をしていただくということになるというふうに思っております。ただし、登録は希望者のみのということで台帳に登録しております。再度調査につきましては、こうした区長さんや民生委員さんの活動を中心に行っていけばよいのではないかというふうに考えていますので、現時点では考えていないということでもあります。

次に、要援護者の避難誘導についてですが、すべての要援護者を行政が避難所に避難させるのは無理でありますので、10月に実施している防災訓練時において、要援護者一人ひとり身体の状態に合わせた避難方法を考え、行動していただけるよう自主防災会長にお願いをしております。また、訓練では、避難されてきた人の名前を確認し、要援護者台帳と照合して要援護者で避難所に来ていない人の把握等を行っていただけるよう合わせてお願いをしております。

最後に、議員の質問の中にあります要援護者の情報を組長レベルまで共有するとの件ですが、日常生活の中で要援護者の状態等を一番理解、把握しているのは御近所の人であることから、あえて個人情報が多く記載されている台帳を組長レベルまで公開する必要性はないものというふうに思っております。

それから3番目の「障害者雇用促進法」の本町での取組について、お答えをさせていただきたいと思えます。障害者雇用率2.5%は基準以上であり、さらに雇用率を高めていく努力が必要と思う。町の姿勢を問うという御質問です。始めに、町の障害者雇用の現状について説明をさせていただきます。町の正規、再任用、嘱託職員、総数で134名いますけれども、法定雇用障害者数の算定の基礎となります常用労働者数は計算上126人になります。これに法定雇用率2.5%をかけますと3.15人という数字になります。法定雇用障害者数は、1人未満の端数を切り捨てた数値になることから、町の法定雇用者数は3人となるということです。現在、身体障害者手帳を保持している職員が2名いて、そのうち1名が2級の手帳を保持していることから障害者雇用者数は3人となり、基準を満たしている状況となっております。

次に、御質問にある雇用率を高めていく努力についてですが、理念としては雇用率を高める努力をしていかなければならないというふうに常に感じております。ただ、採用につきましては、一般職の試験を受けまして合格し、現在の職員同様、手帳を保持しているという状況で、普通に勤務できるなら良いというふうに思いますけれども、障害者を特別に雇用しようと思えますと、まず何の仕事をしてもらうのか、その仕事はどんな障害の人ならできるのかと、いろんな条件等を考慮しながら職員募集を行っていかなければなりませんので、現実的には法定雇用者数を守ることが精一杯の状況であるというふうに認識をしております。

町の職員募集拡大・民間企業への奨励などの施策を積極的に推進すべきと思う。町の見解を問うという質問でございますけれども、職員募集の拡大につきましては、田舎の役場ですので、職員がいろんな業務をこなしていかなければいけない状況

では、言葉は悪いかもしれませんが、1つの単純労務しかできないような形での募集は、先ほど述べましたように非常に難しい状況だというふうに思っております。

また、町として民間企業へ障害者雇用の奨励をどのような形で関与していけるのか、検討する必要性はあるというふうに理解しておりますが、それよりも町としては、障害のある方が職業の選択ができ、就労に繋がることへの支援をしていきたいというふうに思っております。現在は、自立訓練、就労移行・継続支援、日中一時支援の施設に通所している方に交通費等の補助を行っている状況で、そういう方の就労支援を続けて行っていきたいというふうに思っております。以上です。

- 1 加藤 御回答ありがとうございました。避難準備情報に関わってのことなのですが、昨年の8月議会で申し合わせがあったやに、今お聞きしたわけですが、私申し訳ないですが、その場になかったので勘違いをしているかもしれません。ただ、避難準備は単純に準備だよというふうに受け止めているのは、社会の一般の理念からちょっと外れている。先ほど申し上げたように、平成28年度の災害を機に内閣府から「避難準備情報」は新たに「避難準備・高齢者等避難指示」、避難を指示するという文言に変わっているわけです。で、そうした意味でいうならば、避難準備、避難勧告、避難指示ではなく避難準備・高齢者等避難開始の指示をするということであるかと思えます。早急に見直しを図らないと、設楽町だけそういう状態になってしまうという気がしています。

9月1日の中日新聞の社説に、「避難準備・高齢者等避難開始が出たらできるだけ早く高齢者などで避難の時間のかかる人は、できるだけ早く避難を始めてください。一般の人は、避難勧告が出たら避難を始め、1時間半くらいで避難所に入ってください。避難指示が出てからでは風雨が強かったり、道路が冠水したりして困難を伴う恐れがあります。」というふうな一文を載せているわけですがけれども、避難準備ではなくて避難指示がそれに伴っていることを考えるならば、先ほどのお話の中で防災の対策本部が立ち上がって、第2次配備までされていることはよくわかったわけですが、先ほどのお話のあったように、空振りもOKというつもりで思い切って出した指示であるにも関わらず、避難所は開設がない。避難指示を出していながら開設がない。というのは、これはいかがなものか。電話で、避難をしたい人は電話してくださいと。避難指示を出しておきながら避難所を開設してくださいと、電話を住民に求めるというのはこれは違うのではないかというふうに思います。そこで、ぜひそこでの再検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほど本日の大雨警報に、それから暴風警報、台風21号の接近に伴って「区長に「言い継ぎをしてください」ということで電話をしました。」とおっしゃいました。私のところに電話は入っておりません。これは田峯区の区長さんだけがしなかったのか、それともほかの区長さんは皆したのか、その確認が

取れていないのではないのでしょうか。役場から言い放ったので後はやるだろうというふうな考えでは、本当に防災に役立つ情報伝達というふうには思われません。したがって、そうした伝達方法を徹底するならば徹底していく必要があるのではないのでしょうか。

さらに、台帳についてであります。先ほど申し上げた「災害時要援護者対象者台帳」についてであります。お話ですと、「もうこれを別に再調査するつもりもないし、それから年度更新しているのもう大丈夫だ」というふうにおっしゃいましたが、私、単純にこれを読むと、要援護者台帳というのは援護者を避難所まで補助し、導いていく人ではないのかというふうに思っていたわけですが、これは私の認識の違いでしょうか。でなければ、この台帳を作る意味というのは何が災害があった時にその人に連絡をする。災害があつてなくなったとか、怪我をしたとかという時に、連絡をすればいい台帳ですよという意味で作られているのか。中には本当に名古屋や豊橋、県外の方の名前が載っていたりするような実態を、このまま放置することはやはり適切ではないというふうに思わざるを得ません。それから組長レベルまでの情報伝達についてですが、「あえてやらない」と、「そんなことはもう知っているのであえてやりませんよ」ということですが、なかなか隣近所でも「何かあった時に私を助けてください」とは、なかなか言いづらいところもあつて、うちも高齢者を抱えているわけですが、こうした実態に沿った形で、再度検討をしていただくことが必要ではないかというふうに思っています。時あたかも、こうした気象状況の中での本会議になっているわけですが、危機感がやはりもう少し高くないと、これからの異常気象の中での自然災害に対応できないのではないかと、たいへんな危惧をしております。そうした意味で、「見直しはしない。」「今までどおりやります。」このように「完璧です。」というふうなお答えに、私、聞こえまして、極めて残念な思いでおります。そのところを再度回答を願い、さらに町長からもぜひそのところの覚悟を聞かせていただけたらというふうに思います。以上です。

総務課長 まず、ちょっと先にですね、要援護者台帳のところの話をさせていただきたいと思っております。要援護者台帳のところを見ていただきますと、連絡先で、親類、親者、援者のところの連絡先が載っております。ですので、当然その方々の身内が近くにおらない場合は、遠くの方々のところへ連絡するというふうになっておりますので、当然その方が載っていることは不思議でも何でもないというふうに、私は理解をしております。で、その隣にですね、御近所の方で救助をしてくれる方というところも名前がありまして、で、その方が載っていないほうがその方をどうやって救助するかというのは、その隣の方に頼まないとその人を救助できない。そういう状況ですので、本来は要援護者台帳に載せていただく時に、そういう方を募って載せていただくのが本来の姿だと思いますけども、ちょっと台帳の作り方の部分で難しいところがあつて、個人の情報等もありますので、そういうことで載せてない方もみえますので、そういうことで御理解をいただきたいとい

うふうに思っております。で、私、個人的に思うんですけども、私ら田舎ですので、どこの方がどういうふうな状況だということは、ほとんどの状況を理解をしているつもりでおります。で、設楽町、それほど大きくないところですので、5,000人弱の人、で、施設に入ってみえる方もみえますけども、ほとんどの所が皆さんそういう形で、誰がどういう身体の状態なのか、よく理解をされております。で、要援護者台帳、確かに大事で更新することも必要だというふうに思いますが、ただ先ほど言ったように、登録は自分の意思で登録をしていただくということで、いくら身体に障害があっても「私は嫌だよ」と言うと、それまでのという話になってしまいます。ですので、やっぱり御近所の方が「この人はこういう状況だでこうやってやったら避難できるんじゃないか。」「避難所へどうやって連れて行ったらいいのか。」ということ、防災訓練時にですね、自主防災会長を通じましてお願いをしているというのが状況です。で、防災訓練の後の状況を確認させていただくと、「なかなかそこまでできんぞ。」という話もよく聞きますけども、やはりですね、行政としては、やれることは限られていますので、そのへんのことをもう一度ですね、自主防災会長さんを通じてですね、徹底をしてまいりたいというふうに思っています。ですので、先ほども言いましたように、御近所の方がいろいろ知ってる中で、遠くの親戚の人の電話番号だとか、住所まで載っている情報は、私は組長レベルまで公開する必要はないんじゃないかというふうに理解をしています。

それから、避難のですね、あれなんですけども、確かに言葉的には「避難準備情報・高齢者避難開始情報」ということであります。で、避難開始というのは、確かにうちらがもっと徹底をして、そういう形で避難をしていただけるように指導をしていかなければいけないということは、確かにあるというふうに理解しています。ただ、本人が「避難所に行きたくない。」と言えばそれまでの話です。じゃあ、どういう場合が危険なのかという、今、設楽町にとっていろいろな災害を、よその災害を見ておったなかで、どういう状況なのかっていうのは、住民の方々もよく理解をしていただいているのではないかなというふうに思っています。で、そのなかで、「我が家はどうか。」ということで、その状況を判断をしていただかないと、行政がいくら呼びかけをしてもなかなか避難に至らないというのが現実的ではないかなというふうに思っております。ですので、35避難所全部うちが開けようと思うと、1つの所で2人職員がいても70人の職員が必要です。なかなかですね、そこまで全部を準備情報出したで避難をしてくれというふうな状況でっていうのは、人為的な部分で間に合わないというところもありますので、やっぱり自主防災会を通じてですね、お願いをさせていただきたいというふうなことも、常々感じているところであります。

それから、伝達なんですけども、私の所は今朝電話でかかってきました。で、区長さん方の判断によって、それが、言い継ぎというのは非常に難しいところがあって、私、担当に「言い継ぎを流すようお願いしたら。」という話をさせてもら

った時に、言い継ぎというのは、次の人次の人と言葉がずっと変わっていつてしまう可能性が多分にあります。ですので、「避難せろよ。」という情報になってちやう可能性が多分にあるので、そのへんについて、「確実にこの言葉とこの言葉だけを話すように、区長さん方をお願いしてくれ。」と。そういうことも担当にはしゃべりました。けども、その中でやっぱり区長さんとしては、やっぱり言い継ぎはそういう部分の恐れがあるので、非常に難しいから控えられた行政区もあるというふうに聞いてます。現実的には。ですので、それをうちがもう一度「やってください。」というのは、なかなか難しいところがあって、ですので、うちの区は回ってきましたし、田峯区は回ってこなかった。そういう状況にはなっておると思います。ですので、そういう状況も含めまして、とりあえず防災行政無線で流させていただいていると。そういうことも御理解をいただきたいと思ひます。そういうことで、加藤議員の2回目の質問だったというふうに理解しておりますので、よろしくお祈ひします。

町長 加藤議員の言葉の中に、設楽町の我々が「危機感がない。」というふうな言われ方をされましたけれども、私はそんな気持ちではお祈ひしません。事実、私もですね、この町で生まれて育って、過去設楽町で今までに発生した災害の状況も、どんな災害が実際に起きたか。そういうことも、私なりに承知をしております。それは、過去に例えば裏山から崩土がおきて家が流されていって大勢の人が亡くなってしまったとか、また大きな川が氾濫をしてその家に水がついていって、後の復旧作業に消防団の人たちが大勢出てきてみんなで助け合ったとか、過去に設楽町においてもそういう災害があったということは、よく私も承知をしております。またそういったところも、この目で見た現状もあります。また今回のようにですね、強い大風が吹くような台風が発生する。過去に私も伊勢湾台風の状況を、ここで、まだ小学校3年生でしたけども、そういう状況の時にどういった状況が起きたかということも承知をしております。そういうような状況が過去にもあったということ、我々もほんとに身にしみて、心にとめて、そういう実感というか、そういう災害に対しての対応というものを緊張感を持って、これに努めていかなければいけないということを思っているところでありまして、したがって、災害に対してですね、町民の安全を最優先に取り組むということは、行政の大きな責任であるということで、そういうことを認識をしておる中で、これを基本としてですね、町民を守るという姿勢で、こうしたこれからの状況判断に、これに努めていく。そういうことが我々の使命だということも十分承知をしておりますし、そのとおりに、私ども危機感を持ってこれに対応をしていく所存でありますので、御認識をいただきたいと思ひます。

1 加藤 お答えありがとうございました。町長からも大変力強いお言葉をいただきました。今のままでいいのかどうかの見直しは常にしていく必要があるだろうというふうに思ひます。ぜひともそういった点で一考を願えたらと思ひます。その際に、「希望をしないから台帳に搭載をしない。」「避難したくないからしょうがない。」、

これは、究極の個人責任だよということを言っているのと同じで、行政としては「そういう台帳に登録することが重要であり、ぜひとも登録してくださいよ。」というふうに働きかけたり、避難したくないという人については、避難しないことでこういうことが起こるんだということで、きちんと導くというくらいの積極性がないがために、今回の災害でも200人以上の死亡者を出したのではないかという反省を今しきりにテレビ報道等でもしているところなわけです。そうした意味で、役場ができることは確かに少ないかもしれませんが、少ないなりにきちんとその対応をしていただきたいと思います。

それから最後に1点ですが、障害者雇用についてお答えをいただきました。精一杯の努力をしてくれるものというふうに思うわけですが、ただ1点、「障害者は単純労務しかできない。」というふうに発言がありました。これ、議事録に載ってしまいますが、ことによると差別発言にもなりかねない発言かと、私は思います。障害者にも偏りはありますが、できることもあり、それを認めながら社会が障害者と一緒に暮らしていく共生社会が求められている中で、「単純労務しかできないので、役場ではとても採用ができませんよ。」という言い方をされることが、大きな問題を感じました。もし、お答えがあるならお答えしていただければと思います。

総務課長 私ら、そういう考え方では全然おりませんので、ただですね、採用させていただくときに、その人にあった仕事を考えて採用していかなければなんの意味もないというふうに思っていますので、さっき「言葉は悪いですが」という言葉を前提にさせていただいて、そういう説明をさせていただきましたけれども、どんなことでも対象であれば、私らは全然そういうことを構わずに採用していきたいというふうに思っていますけども、ただ、今法定雇用率2.5%を満たすというふうに考えたときに、近々定年になる職員もみえますので、そうした時にですね、それを満たすためにはどういう職で、どういう形の人を採用していったらいいかというのは、非常に役場としては難しいことだというふうに理解しています。ですので、言葉は悪いですが、東栄町だと掃除専門の職員を雇っているというような状況だというふうに聞いております。その人、一生懸命掃除をしてくれていると。ものすごくきれいになっておるという話も聞いてますけれども、やっぱりですね、そういうことも、役場としてどういうことがその人がやってくれて、どういったことが合うのかということを実際に考えないと採用ができないという状況でありますので、そのへんのことは御理解をいただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

1 加藤 今お答えにありましたように、障害者の方も極力役場の努力で採用が広がっていくことを期待したいと思います。以上で質問を終わります。

議長 これで、加藤弘文君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩を取りたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは10時40分までとします。失礼しました。50分といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時51分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、3番河野清君の質問を許します。

3河野 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして次の4点について質問したいと思います。はじめに、7月はじめの西日本における豪雨災害にはこれまでに経験したことの無い猛烈な雨で、気象庁も緊急警戒を呼びかけるものでありましたが、各地に大きな土砂、浸水被害と200人を超える死亡者を出すということとなり、現在もその傷は癒えておらず、暮らしは回復しておらない状態にあります。設楽町におきましては、幸い大きな被害はありませんでしたが、近年の気象状況を見ていると、日本列島が亜熱帯性気候に変わってしまったかのごとくの変化が見られ、毎年のように猛烈な雨が各地を襲っています。これはもはや異常とか想定外という考えが通用しない状態であり、設楽町においても他山の石として備えていかねばなりません。そこで質問です。

1番、「屋外防災無線について「難聴地域解消」の取り組みについて」質問いたします。防災無線については、屋内と屋外の2種類がありますが、とりわけ屋外無線放送は有事の際の最後のよりどころ、屋外にいる住民にとり重要な情報源となっております。農作業や庭に出ていて聞こえなかったでは済まされません。この件については、平成28年9月議会において、「電波調査をして、平成30年度まで整備し、難聴地域解消に努める」との答弁を得ておりますが、その後の進捗状況、予定についてお聞きしたいと思います。

次に、質問2「町内避難所の位置付けと現状、今後について」お聞きしたいと思います。この件については、加藤議員と重複する部分もあると思いますが、確認の意味で質問いたします。まず、避難基準について。基準について何段階かに分けられていると聞いていますが、詳しく、わかりやすく町民が判断しやすい、行動をしやすいように御説明をお願いしたいと思います。災害弱者といわれる独居老人や障がい者の方々の避難について、どのような手立て、仕組みを考えているのか。有事の際、まずは自分や家族の身の安全を図るわけではありますが、次には近所、地域の方々の安否確認、救援が必要になります。どのような仕組みを考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。町内には自主防災会という組織があると聞いていますが、これについて詳しく説明していただきたい。自主組織でその活動内容について地域差があるようで、区長も内容をよく知らないところもあり、引き継ぎ事項もなく、マニュアルのようなものがないようで、有事に自主組織が機能するのか心許ない、懸念される。住民の生命財産を守るために、その自主組織が機能が発揮されるようあるべき姿、どのような体制づくりを考えているのかをお聞かせ願いたい。

質問3「町内河川管理の進捗状況について」お聞きします。平成29年9月議会において河川改修について質問しましたが、その折、現在名倉川の改修を進め

ており、少しずつしか進められないとのことでありました。その後、どのようになっているのか。津具地区瀬戸川護岸改修は、数年前より要望が出されておりますが、それについて県はどのように考え、回答しているのか。また大入川上流3河川、油戸川、瀬戸川、古町川について、今後の改修予定、計画についてお聞かせ願いたい。

質問4、設楽ダム完成後の話でありますけども、「ダム緊急放流等、下流住民の安全確保について町の考え方、姿勢」をお聞きしたいと思います。今回の西日本豪雨災害において、岡山県や愛媛県ではダムの緊急放流による下流の水害、住民の生命が失われる事態が発生しております。設楽ダムにおいて、同様の事態が起きるようなことは断じてあってはならないことであります。ダム管理側は、想定を超えた雨量であり、マニュアルどおりに放水したのであり問題はないと。放流しなければダムの決壊を招いて、被害はさらに大きくなっていたのであり、今回はやむを得なかったというような考えを述べております。少々の犠牲はやむを得ないとの姿勢であり、被害住民にとってはたまったものではありません。放流による浸水水害はもとより、人命の被害は1人たりとも出してはならないのであり、そのための緻密な計画、対策がなされなければなりません。これまでのマニュアルはもはや通用しない。ダム管理について国管理側にお任せするのではなく、町として町民を守る立場で厳しく安全管理、運用を求めていくべきであり、今回のダム放流による教訓を踏まえ、町の考え方をお聞きしたいと思います。以上、4点であります。1回目の質問といたします。

総務課長 河野議員の「屋外防災無線について「難聴地域の解消」の取組みについて」、総務課からお答えをさせていただきます。難聴地域の解消に努めるとの答弁を得たが、その後の進捗状況、予定を聞きたいというような御質問です。結論から先に申し上げますと、平成28年9月議会の一般質問に答弁させていただいたとおり、ほぼ順調に進んでおります。昨年度には、桑平地区の屋外再送信子局の移設工事、名倉窓口センター屋外拡声子局改修工事と津具地区の電波伝播調査を実施させていただいております。本年度におきましては、設楽ダム建設事業で廃区となりました大名倉区、川向区、八橋区に設置してありました防災行政無線屋外拡声子局5基を津具地区の津具総合支所屋上、津具スポーツ広場、JA愛知東農協津具支店前、津具分団下下留器具庫横、津具小学校グラウンドに移設する工事を7月11日に発注し、来年1月末までに完成する予定となっております。また、名倉地域でも電波の悪いということが多く苦情が寄せられておりますので、その対応につきましても、現在どのような方法が良いのか検討中であり、結論が出次第、改修工事に着手していきたいというふうに思っております。

それから続いて、「町内避難所の位置付け、現状と今後について」、お答えをさせていただきます。避難基準について説明をいただきたいという質問でございますけれども、先程、加藤議員の質問の中でお答えさせていただきましたが、避難準備情報とは、大雨警報発令が発令され、土砂災害警戒情報発令の可

能性が高い場合に土砂災害危険区域等に住んでいる方や高齢者等に対して、「避難の準備」を始めていただけるよう呼びかけるものであります。避難勧告は、避難準備情報発令後、今後も雨が強く降ると予想される場合や土砂災害警戒情報が発令された場合、人的被害が発生することが予想されるため、居住者に対して避難を促すことです。避難指示とは、「避難勧告」よりも状況が悪化していて、人的被害の可能性がより高まった時に発令し、強制ではないものの自分の身を守るために避難をしてもらえるよう指示するものであります。

「災害弱者をどのような避難、手立てを考えているか」という御質問です。災害弱者の避難誘導については、先ほども言いましたように、行政がすべての方を避難所に避難させるのは無理でありますので、近所の方や区の役員の方たちに、避難誘導するようお願いをしております。ただ、災害弱者の方については、一人ひとり身体の方が違いますので、避難所までの移動方法につきましては、その方に合った方法を防災訓練等で、検討していただくように自主防災会長を通じてお願いをしております。

「自主防災会がいくつあって、どのような内容か。機能が発揮すべき姿、どのような体制づくりを考えているか」という御質問ですけれども、田口の本町区と萩平区で1つの自主防災会を作っておりますけれども、後は各行政区単位で自主防災会を作っております。また、各自主防災会の規約に基づいて活動をしていただいております。その活動の内容について規約に記載されている事業というのは、1つ「防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚に関すること」、1つ「災害等に対する予防に関すること」、1つ「災害等の発生時における情報の伝達収集、出火防止・初期消火、負傷者の救出救護、給食給水、住民の避難誘導等、応急対策に関すること」、1つ「防災訓練の実施に関すること」、1つ「防災資機材等の備蓄及び管理に関すること」、1つ「役場及び消防防災機関との緊密な連携、連絡調整に関すること」、1つ「その他、本会の目的達成するために必要な事項」というふうな記載をしていただいております。活動をしていただいたという状況ではありますけれども、この内容を達成させるためにはやはり訓練がとても大事でありまして、町が行う防災訓練やですね、独自の防災訓練を積極的に行っていただきまして、災害時にスムーズな行動がとれるように、状況になっていただければいいなというふうに、私らは思っております。以上でございます。

建設課長 それでは、私からは「河川管理の進捗状況について」、お答えをいたします。まず1つ目の「河川改修の進捗状況について」お答えします。町で管理する河川については、25年度は、護岸整備1ヶ所、浚渫2河川、26年度は護岸整備1ヶ所、浚渫1河川、27年度は護岸整備1ヶ所、浚渫1河川、28年度及び29年度は、浚渫1河川をそれぞれ実施いたしました。また、本年度においても、浚渫1河川を予定しております。なお、浚渫につきましては、昨年度までに、名倉地区の4河川を終え、本年度より津具地区の油戸川に着手をしていきたいと考えております。それが終わりましたら順次、瀬戸川、古町川の順番に浚渫を着手する

予定をしております。この浚渫工事は、漁協との調整などから、渇水期での施工となりますので、多くはできないかとは思いますが、少しずつでも進めてまいりたいと考えております。また、今後も危険性の高い河川から順次、整備や浚渫を行いたいと考えております。

次に、「瀬戸川の護岸改修について」ですが、昨年9月の一般質問でもお答えしましたように、瀬戸川は砂防河川に指定され、砂防施設である護岸は県の管理であると理解しておりますので、県に対して2次改修の要望を行っておりますが、県の予算等が大変厳しいということで改修のめどはたっていないということでございます。町といたしましても、先月の愛知県議会建設委員会の県内調査におきまして、河川整備を含めた土砂災害防止施設の整備を提案したところで、これからも引き続き県に対し要望をしていきたいと考えております。以上です。

企画ダム対策課長 私からは、河野議員の質問のうち「設楽ダムに関することについて」お答えさせていただきます。設楽ダムは国の施設であり、安全管理や防災体制についても国の責任において行われていくものと認識しております。議員からの御質問は、西日本豪雨においてダムが緊急的な放流を行ったこと、その下流で水害や住民の生命が失われるような事態が発生していることに関して、設楽町の対応を問われたものと思います。設楽ダム工事事務所に問い合わせたところ、設楽ダムではゲート操作ではなく自然越流方式による洪水調節を行うもので、洪水調節の計画規模を超える洪水が流入し、洪水調節容量の最高水位を超えた場合は、下流への放流量は増していくものと聞いております。そのような事態に対しましては、町としては、住民の生命を最優先に考え、ダム管理者、河川管理者とダム完成前から協議や検討を重ね避難可能なマニュアルなどの整備を進めてまいります。以上でございます。

3 河野 1番目から質問していきます。防災無線については、今回の豪雨災害でも極めて重要な役割を果たしていると感じました。また、屋内、屋外含めてであります。十分にですね、避難情報が住民に対して伝わっていない。そういう豪雨災害の最中というのは、どうしても聞こえづらいということもあるでしょう。そういう面でも、ただでさえ伝わりづらい緊急時の情報でありますので、そういうことも含めて、十分な防災放送が住民に伝わるという、そういう機能を果たすことは極めて重要でありますので、現在、難聴地域について順次改善するという御答弁をいただきましたので、それを進捗を見守りたいと思います。また、今後もそういう地域が解消されるように、継続して進めていただきたいと思います。以上、1番目の質問への意見です。

2番目の、避難所の位置付けですが、先ほど準備の、避難準備、避難勧告、避難指示等の説明がありましたが、そういったことが住民に、特に一人暮らしのお年寄りなどにわかりやすく、的確に有事において機能するように、伝わるように、そして実際に避難報道に結びついて、1人たりともそういうことで犠牲者が出るというようなことがないように、体制づくりをしていただかなければならんと思

います。そこで、実際の仕組みづくりを自主防災組織というのがあるわけですが、残念ながら必ずしも全町内の組織が同じ思いをもって機能的に有事に動ける状態になってるかという、ばらつきがあるように私は感じております。また区長においても、特に毎年人は変わっていくわけですから、組長もそうですけども、そういう各地区の長といわれる方々も人は変わっていくわけで、やはりそういった時にちゃんとした町としての考えた方とか、避難のシステムを伝えていくという、次へ伝えて、いつのときもそれが機能的に働く状態を維持しなければならないと考えますが、現状は必ずしもそうではないと思っておりますので、そのへん10月28日には防災訓練も行われますが、そのために十分な準備をされて、しっかりした仕組みづくりを作り上げていただきたいと思います。その点どのお考えかをお聞きしたいと思います。

後、河川管理についてはですね、ずいぶん前からもうここは問題で、洗掘されて穴があいていて、ブロックが穴があいているような状態が続いているわけで、なかなか予算がなくて順番が回ってこないというようなことは聞いておりますけども、やはり堤防というのは蟻の一穴とも言いますが、ほんとわずかな小さな穴から堤は崩れていくということは昔から言われていることで、現在のよう豪雨が起きることはもう予測されておるわけですから、そういったところで、そういうすでにブロックが崩れているような、洗掘されているようなところは早急に改善していただかなければ取り返しのつかないことになってしまいますので、やはりこれは町長にもほんとに強く県や国に対してですね、こういう現状を放置できないっていうことを述べて、改善を望みたいと思っておりますので、その点もあわせて質問します。以上です。

総務課長 防災行政無線につきましては、屋外だけでなく、屋内のところでもかなり聞こえにくいというような状況が聞かれてまいります。そのへんにつきましてもですね、合わせてですね、必ず皆さんのほうへ伝達できるようなことでですね、改修等を行っていききたいというふうに思っております。

それから地元の方々に伝えやすくするような自主防災会組織の活動のついてはですけども、やはりですね、町として見本というか、見せれるのは、やっぱり各こういうことがおきたらこういう形でやってくださいよというような形の部分の総則みたいな部分がやっぱり主になって、訓練の時には主になってくる可能性が高い状況です。やっぱり地域地域ですね、その特性がありますので、そのへんのことにはですね、やっぱり地域の皆さんが自分たちのなかでどうやって避難をしていったらいいのとか、どういうふうな形で活動したらいいのとか、やはりそのへんのことをですねやって訓練を実施していただくというようなこともお願いをさせていただいてますけども、なかなか現状的には進んでないところのほうが多いというふうには認識はしてますけども、これからはですね、そういう形で地区地区にあった防災活動を自主的にですね、していただけるようなことを役場としては要請をしていききたいというふうに思ってますし、何か不都合があるようだ

国にお任せではだめなわけですから、町としてそういうマニュアルのようなものは作っていくべきではないかと考えますが、再度その御決意をお聞かせください。

町長 河野議員さん、私どもに質問されてみえる中でですね、その中で、先ほど課長がお答えしたように、設楽ダムは構造は御理解していただいたうえで、今お聞きになってみえるんですよね。いや、申し訳ない。私は、逆に、問いてはいけなかなと思いますが、そこを確認したうえで答弁をしなきゃいかんのかなというふうに思うわけです。我々に言われることは、設楽ダムはゲート方式で、ダムが満水になったらその調節のためにゲートを上げて放流しますっていう、そういうダムではないという認識はお持ちのうえにたつて、これからの安全というものに配慮するようにと、そういう御認識で問われておるのかなというふうに理解をしておりますけれども、御承知のように設楽ダムはずっと満水時までは自然に止めていきます。ですが、それ以上に上流からダム湖の中に流れ込んだ場合は、その流れ込んできた容量に応じて、その分だけは自然に越流を超えて流れて出ると、そういうダムですので、そういうダムであるという構造上、今言われるように、これから安全対策をとるようなマニュアルを作る。これは当然のことなんです。それは管理者である国と町と、そういうことをきちっと整備をする、マニュアルを作るために、その構造上の運用方法、そういったものもよく町民の人たちにも理解をしてもらうことも必要だというふうにも思っております。で、それは、設楽ダムは一定以上の水が入ってくると、それ以上に自然に溢れて出てきますよ。その出てくる前に、何時間後にはそういう可能性があるから自主避難を促すとか、みんながそういう意識を高めてもらって、常にそういう状況になることも含めて注意を促すというようなこともお伝えをしていくというような内容のマニュアルをこれから作っていくかなくてはいかんといいうふうに思っておりますので、今言われるように、そういったことを事前に察知ができて、そして事前にお伝えができて、そうすることによって、事前に避難に皆さんが意識を高めてもらう。そういうマニュアルを作っていく必要があるかなというふうに思っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

3 河野 もう設楽ダムが満水状態になって、これ以上は溢れるということは当然起こりうるわけで、そうしますと越流するわけですか。で、その場合にも防災、何て言うのですかね、放流放送というのですか、サイレンというのですか、そういったことは行われるというふうに理解してよろしいでしょうか。

町長 そういうことも含めて、事前に緊急というか、そういう危険な状況になりますよということをお伝えをしていくマニュアルをきちっと作っていくと。そういう意味です。

3 河野 そういうことで、どのような豪雨が起きようと、下流の住民がそれによって浸水被害及びそれによる死者が出るようなことが絶対にないように、十分な対策というか、マニュアルを町としてもしっかり持って対応していただきたいと思えます。それを願ひまして、私の質問を終わります。

議長 これでは、河野清君の質問を終わります。

議長 次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 台風も迫っておりますので、なるだけ速やかに質問を終えて、的確なる答弁もお願いしたいと思います。

まず、質問の1であります。小中学校の熱中症対策、エアコン設置について質問します。ダブりますがお許してください。今夏の猛暑は、気温が35度以上になる高温注意情報が連日発表され、皆が熱中症や命に関わる危険を肌で感じるものでありました。全国的に1日で、熱中症で死亡した人が10人、緊急搬送された人が3,000人を超える日もありました。

設楽町においても、日陰に入ったり、扇風機にあたったり、水分を補給したり、水をかぶったりしても、暑さをしのげず、エアコンのある施設や部屋に逃げこんで、ようやく身の危険を回避する日がありました。

高齢者や子供は特に熱中症にかかりやすいといわれます。豊田市の小学1年生が熱射病でなくなった事件で、「校外活動後、教室で悪化」と報道されましたが、「せめて教室が涼しかったら最悪の事態にならなかったのでは」という声もありました。この事故を契機に、異様な高温下における児童・生徒の学習環境すなわち教室の気温等の環境について人々の関心が集まり、国においては「学校環境衛生基準の一部改正」を行い、積極的な暑さ対策の姿勢を示しました。教室の温度基準を30℃から、28℃以下に見直し、普通教室等のエアコン導入を推奨し、十分ではありませんが、予算措置もとられるようです。また、県、市町村も前倒しでエアコンの設置をする動きが広がっています。

来夏までに、長久手市、刈谷市、愛西市、大府市は一気に全小中学校に設置する方針です。死亡事故がおきた豊田市は2021年度までに完備する予定を大幅に前倒しし、小学校は来年6月までに、中学校は来年度末までに整備すると発表しました。岡崎市は2年かけて、全小中学校に設置、あま市、江南市、大治町、武豊町、東浦町等は補正予算で調査費や設計費を組みました。ちなみに、県下ですでに小中学校の普通教室全てにエアコンを設置しているのは54自治体中、豊川市など10市町村です。

設楽町の小中学校では、長く、「山間地で涼しい所」と言われてきたために、教室にエアコンはなく、いくら教室が暑くなっても扇風機でしのいできたのが現状です。

しかし、近年、夏の暑さが増しており、地球温暖化は進む一方で、今年の猛暑も一過性ではないようであり、異様な高温下では、従来の扇風機に頼るだけでは熱中症への対応も難しくなっており、小中学校普通教室へのエアコン設置は急務であると考えます。

新聞報道によれば、町教育委員会の考え方として「普通教室は扇風機で対応

できる」、「設置予定はない」との表明が記事になりましたが、先ほどの答弁では、これを訂正してエアコン設置に踏み切るということなのか確認をしたいと思えます。「設楽町の各学校の教室において、室温はどのようになっているか。28℃を上回る日数はどうなっているのか、お示してください。」の質問をする予定でありましたが、先ほどの答弁がございました。それでですね、先ほど示された数字であります。どういう集計調査をしてそういう結果が出されたのか、詳細にお教えいただきたいと思えます。

財源の問題であります。学校予算にも優先度があるようでありまして、耐震化やブロック塀対策をまずやらなければならない。これが普通の学校のおかれた状況であります。設楽町はこの2つはすでに完了しております。有利な条件にあるとも言え、いまこそ、エアコン設置事業にとりかかるときではないかと思えます。国には、「学校施設環境改善交付金」として空調設備工事に3分の1の補助金を出す制度があります。補助金は町の負担になり、この財源には苦慮されているとの先ほどの発言でありましたが、町の積立金を活用したり、不要不急の大型公共事業をやめて、児童・生徒の熱中症対策に振り向け、各学校の普通教室にエアコンを設置するべきだと考えます。なお、エアコン設置後の維持管理費、電気料はどのくらいかかるのか、お知らせをください。

さらに、熱中症は気温だけでなく、湿度や風などの要因も影響します。エアコン設置とともに「熱中症暑さ指数計（熱中症計）」も設置すべきだと思いますが、お考えをお尋ねします。

また、田口高校においても同様な異様な高温の状態があると思われ。県は特別支援教室の全教室にエアコン設置を計画し、知事は前倒しで設置を行うと記者会見しましたが、特別支援教室にとどまることなく、田口高校の全教室にも速やかに設置されるよう願うものであります。県にそれを要望する考えはありますか。以上答弁を求めます。

次に、記録的豪雨に備える土砂災害対策について質問します。8月23日、台風20号の通過で設楽町に大雨警報が発表されました。本日も台風21号の暴風と大雨に見舞われています。近年の豪雨災害は思いもよらない被害が起きており、土砂災害、河川氾濫などに油断することなく警戒し、安全を確保することが大切ではないでしょうか。

今年7月に起きた西日本豪雨災害は、死者220人、避難者42,000人、土砂災害1,500件など、大きな災害になりました。4月には、大分県中津市で住宅の裏山が崩れ、住民6名が犠牲となる災害が起きました。4年前の広島土砂災害も、山手の新興住宅地に土石流がおしよせ、死者77人が出るなど、いまだ記憶に残る甚大な災害がありました。西日本豪雨災害で多数の死者を出した広島県では、花崗岩の地質が広がり地盤がもろくなっていて、「まさ土」と、コーンストーンと呼ばれる巨石の層が「表層崩壊」を起こして、大きな土石流被害を起こしました。最近の異常気象を考えると、過去に経験したことのない記録的な豪雨による

土砂災害が頻発しており、あらためてこれら土砂災害に対する防災対策が急務となっていると思います。町は、近年の記録的な土砂災害について、どのような認識を持たれているかお尋ねをします。

2014年の広島県の災害において、土砂災害警戒区域に指定されないまま土石流に見舞われた地区で多数の犠牲者を出したことが問題になりました。担当者は、「指定していれば市や市民の防災対策が進んでいたと思うと残念」と話しています。

土砂災害防止法では、都道府県が土砂災害危険箇所の地形や地質などを調べ、警戒体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域、イエローゾーンに指定します。さらに、警戒区域のうち、建築物が損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンに指定します。区域を指定された市町村は、災害の起きる範囲を予測したハザードマップをつくり、住民の避難体制を整えるよう求められます。

土砂災害防止法に基づく県の土砂災害危険地域の調査の進行状況はどうか。警戒区域、特別警戒区域の現在の箇所数は大幅に増えていると思うがどうか、お答えください。

広島県の災害は、傾斜が緩い場所でも土砂が崩れました。花崗岩地質の地域に住む人は、いっそう警戒する必要があるという教訓を残しました。岡山県真備町は確かに河川氾濫で災害が起きたと思いますが、この花崗岩地質は愛知県三河地方に広く分布しております。豊田市、岡崎市、奥三河地方などです。1972年、昭和47年の集中豪雨「47災害」では、大規模な水害、土砂崩れが発生し、32人の死者・行方不明者を出しました。町内の花崗岩地質の分布はどうなっているか。上記の災害危険地域も含め、住民への周知は行われているか、お尋ねをします。

市町村の土砂災害における役割分担は、住民への周知や避難の呼びかけです。施設整備などは県の仕事ですが、危険区域指定に伴う土砂災害防止施設の整備事業は順調に進んでいるか。また、国県への整備促進の要請はどのように行うかをお聞きしまして、1回目の質問といたします。

教育課長 それでは、教育委員会から「小中学校の熱中症対策、エアコン設置について」お答えさせていただきます。まず1つ目の質問の、「28℃を上回る日数」のところ、さっきの質問のデータの詳細ということでもありますので、そちらですけども、今年の7月1日から8月29日までの、各学校で温度を測定しているところのデータをお聞きしたものでございます。田口小学校では廊下で測っておりまして、29℃以上は13日。清嶺小学校では保健室で測っておりまして、これは29℃以上が1日。田峯小は廊下で測っておりまして、29℃以上が23日。名倉小は図書室と教室と会議室で測っておりまして、すみません、図書室、教室、職員室です。で、教室に1番近いと思われる図書室の数字で29℃以上が11日。で、津具小は職員室と教室で測っておりまして、29℃以上が21日。設楽中は廊下で測っておりまして、29℃以上が28日。津具中は職員室で測っておりまして、29℃

以上が 25 日と聞いております。で、それぞれの学校によって測定時間ですとか場所が違うものですから、これは一概に比較できる数字ではございませんけれども、特に清嶺小は意外と低く出ているのですけれども、これは保健室で、ほとんど朝 8 時 30 分くらいの時間で測定しているということで、あまり高いデータとはなっておりません。

次に、2 つ目の「普通教室にエアコン設置」についての質問ですけれども、これは先ほどの金田文子議員へのお答えと同じような内容になるんですけれども、やはり、今、36 室の普通教室・特別支援教室が設置をされてないわけですが、これら全てに設置をしていくとなると、当然多額の費用がかかるということで、その補助金を活用するのか、積立金を崩して活用していくのか、そのへんにつきましては町の財政部局のほうと相談をさせていただきながら、早急に設置計画を作成したいと思っておりますので、できれば今年度中に設計書の作成を行っていきたいと思います。で、先ほど電気料の見込みの話がありましたけれども、実はまだそのデータは持っておりません。で、この設計書を作成していくなかで、学校によって構造が違いますので、それぞれの学校に合った方式というのを見極めながら、一番お金がかからずに、みんなそれで熱中症対策になるような、そういう策を、この設計書を作成する中で考えていながら設置のほうを検討していきたいと思っております。

で、次に 3 つ目の「熱中症暑さ指数計（熱中症計）」の設置についてですけれども、現在、田口小を除く 6 つの小中学校では壁掛けタイプですとか、ハンディタイプの熱中症計を最低 1 つは所有しております。田口小はないんですけれども、学校予算の中で購入をしていただいで揃えていきたいと思っております。

で、次に 4 つ目の「田口高校のエアコン設置についての県への要望」についてですけれども、先ほどの田中議員の話の中にもありましたように、愛知県立学校では 2 年間で特別支援学校にはエアコン設置を考えているようなんですけれども、その他の学校への設置はまだ計画されていないと聞いております。田口高校では山嶺教室にはエアコンが設置されておりますけれども、普通教室については現在、大型扇風機を導入して熱中症対策をしていると聞いております。夏場の室温等については測定はしていないそうなんですけれども、設楽中や田口小とそんなに条件は変わらないと思いますので、今後、愛知県に要望する機会があれば、一緒に要望することも検討していきたいと思っております。以上です。

建設課長 それでは、私からは「記録的豪雨に備える土砂災害対策について」お答えをいたします。まず 1 つ目の「近年の記録的な土砂災害について、どのような認識を持っているか。」についてお答えをいたします。田中議員の言われるように、最近の異常気象で過去に経験をしたことのないような豪雨による災害が国内各地で起こっています。幸いなことに、町内では大きな災害は発生していませんが、町内でいつ、どこで発生してもおかしくない状況であると認識しております。しかし、災害発生の予測は大変難しく、住民の皆さんの中にも、自分のところだ

けは大丈夫であるように思っている方もみえるように感じております。今回の土砂災害警戒区域の指定を契機に、皆さんにもう一度、御自分のお住まいの箇所の安全性について考えていただきたいと考えております。

続きまして、「土砂災害防止法に基づく県の土砂災害危険区域の調査の進行状況はどうか。警戒区域、特別警戒区域の現在の箇所数は大幅に増えていると思うがどうか。」について、お答えをいたします。昨年度までに、県による基礎調査が田口地区を除く町内全域で終了し、その結果、現在、町内で431箇所が土砂災害警戒区域へ指定されています。そのうち394箇所が特別警戒区域となっております。平成27年11月には、土砂災害警戒区域が112箇所、そのうち特別警戒区域が105箇所であったことから、順次調査が進み、それに従い指定箇所も増えているものと認識をしています。また、現在、まだ基礎調査が行われていません田口地区につきましても、本年度から来年度にかけて調査を行い、その結果をもって関係住民及び地権者へ説明会を行い指定へと進めて行く予定であると県から聞いております。

続きまして、「町内の花崗岩質の分布はどうなっているか。上記の災害危険区域も含め、住民への周知は行われているか。」についてお答えいたします。県で行っている、この土砂災害警戒区域の基礎調査ではボーリングによる地質調査までは行っていないと聞いていますので、花崗岩質、まさ土ですね、の分布についてはわかりかねます。県には、今回、このような意見があったことは伝えていきたいと思っております。

土砂災害警戒区域の周知については、県が主催で基礎調査完了後に関係住民及び地権者を対象とした説明会を開催しています。説明の内容は、県から調査の結果や指定後の規制や制限について。町からは情報伝達の方法や避難体制などについて説明をしています。昨年度からは、この説明会を指定した日であれば自由な時に、来場者ごとに個別で説明を行う「オープンハウス方式」での開催をしております。より細やかな説明ができるように心がけをしております。指定の詳細につきましては、役場でも閲覧ができますので御利用をお願いしたいと思います。また、町では防災ガイドブックを配布して、その中でも土砂災害警戒区域について周知を行っていますが、平成28年3月以降更新がされていませんので、田口地区の指定が終了し、町内の全地区が網羅できましたら更新をして配布・周知を改めて行いたいと考えております。

最後に、「危険区域指定に伴う土砂災害防止施設の整備事業は順調に進んでいるか。国県への整備促進の要請はどのように行うか。」についてお答えをいたします。土砂災害警戒区域の指定は土砂災害防止法に基づくもので、その土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため土砂災害のおそれのある区域について危険の周知を行うことや、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するもので、土砂災害防止施設の整備を行うものではありませんので、この事業に伴う直接的なハード事業は行われて

いませんが、県では、この調査結果も参考にして急傾斜地崩壊対策工事や砂防工事を実施しています。町内でのこの10年間の工事实績は、急傾斜地崩壊対策工事が9箇所、砂防工事が6箇所、あと地すべり対策工事1箇所行われています。また、治山事業におきましても、この10年間で231件の災害防止にかかる治山の工事を行っていただいていると聞いております。

これらの対策工事も愛知県内の土砂災害警戒区域、全体で12,253箇所ありますんですけども、この全てで行うことは、膨大な費用と時間が必要となってしまいますので、住民の皆さんに、この土砂災害防止法の意義をよく理解していただき、危険が迫ったら周囲の状況を見極めて避難等をしていただくようお願いをしたいと考えております。

町といたしましても、近年このような記録的な豪雨による土砂災害が多くなっていますので、先の河野議員の質問の中でもお答えしましたように、愛知県議会建設委員会の県内調査におきまして、河川整備を含めた土砂災害防止施設の整備を設楽町より提案したところで、これからも引き続き県に提案を行うと共に、愛知県治水砂防協会等を通じ国県への要望を行っていきたいと考えております。以上です。

町長 それでは、私からの田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。今、縷々御質問の内容につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきました。その中身と念を押すような状況にはなりませんけども、あえて私からもお答えをさせていただきますが、まずはエアコンの設置に向けてでございますが、先ほどから申し上げているように、できれば設計書の作成を今年度中に今これを実施していきたいと。で、その上にたって財源確保、補助金も含めて町の積立金ですとか基金等、そういったものの活用を十分検討を加えて、この財源を確保していく。その上にたって、この取り付けを行っていききたいというふうに思っております。時期については、何年後っていうふうに、ここでお答えをするのが本意かと思うんですが、やはり社会情勢の中で、先ほども考えられる要素として、一堂に会してこの設置が始まりますとですね、物の確保ですとかそれから事業形態、発注、進捗、そういったようなのも考慮する中で、進めていかなきゃならんなと思っておりますが、優先的に、とにかく早期な完成をめざしてこれも進めていきたいというふうに思っております。

そして、あわせて田口高等学校のですね、普通教室等一般の高校生の教室へも設置ができるように、私からも愛知県のほうへ強く要望をしていきたいというふうに思っております。

そして、もう1件の土砂防災対策についてでございます。近年、本当に全国各地でこうした土砂災害が発生をしているということで、大きな被害が出ているのが現状でございます。したがって、本町でもこうした危険対象地区が多く存在しているということで、こうした災害がいつ起きてもおかしくない。そんな状況でもあります。したがって、県に対してですね、急傾斜の崩壊対策工事ですとか、

また砂防工事に対して、この危険箇所への防災対策予算を増額していただくように、私からも努めていく所存でもございます。たまたま、私も今現在、愛知県の治水砂防協会の会長を仰せつかっておりますので、県からの要望と一緒に要望する立場でありますけども、そういう状況の中でも、特に自分たちのこういう状況というものも強調しながら、こういう要望に努めていきたいと思っておりますので、御了解をよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

- 10 田中 後ちょっとですが、まずですね、これ8月21日の新聞報道で、「設置しない」というふうに設楽町は語っているんです。「設置の予定はない」ということを書かれているのですから、こういう認識が町民の間に広がっていると思うんですね。それを否定していただかなきゃあいかんので、その方策については考えていただきたい。

それから、次にですね、エアコン問題につきましては、設置をとにかくしていくという方向性を示されましたので、それに尽きるわけですが、ぜひですね、もう少し深刻なんだという、今寒暖計の設置場所等が言われましたが、実際の教室ではもっと暑いということが、たぶん結果として出るんです。それでそこらへんの実態を反映するような、例えばモニターのような格好でもいいですから、実際に温度を測ってみるとかですね、ちょっと手遅れかもしれませんが、今後温度測ってみると。それはできないかなというふうに思ってますが、お考えをお聞きます。

それからですね、町長言うように、ぜひ今年度中にしていうのは来年の3月までですね。に、調査設計書を作るんだと、こう言われております。で、そうしますとね、実際の事業に着手するのはそれ以降にしてもですよ、どのくらい費用がかかるんだと。それから順次やっていくにしたって、1小学校っていうか、具体的にここの小学校はこれだけかかる、ここの中学校はこれだけかかるということ、明確にしにゃあいかん。今の段階ですと、教育委員会はそれ全然わかってないと。これから調べるんでしょうけども。だから設置費の事業費なんかは、もう早く調べてもらってですね、これだけかかるということを確認していただくことが大事じゃないかなと。

それからですね、ぜひ先生方ももちろんですけども、父母の意見ね、これも設置することはしてもらってもんでいいかもしれませんが、やっぱりね、父母の意見も機会を捉えて聞いていただくことが大事ではないかと。その点はどうなんですか。「設置するんでいいんじゃないか。」というふうに思われるのか。「それは大事だね。」っていつて思っているのか。お聞きます。

それからですね、今度は災害の問題、地質の問題で、設楽町もですね、花崗岩地質とかあって、まさ土だとか、それからなにかストーンの表層崩壊の危険があるということがわかっているんです。で、これは、日本シームレス地質っていうのは、課長も御存知だと思うんですが、そこに地質が載っております、だいたい設楽町の花崗岩というのは豊邦のほうから三都橋のほう420号線沿いと、そ

れから名倉のほうですね、あっちにずっと広がっているんです。それがどの程度風化しているかっていうのがわかりませんが、やっぱりそういう土地に住んでおるんだと。広島と同じような土質というか地質の地域に住んで、不断に警戒しなければいけないということの意識を持ってもらうためにですね、ぜひこういう地質図も利用して、これを皆さんにも宣伝ていうかね、お知らせしていくと、こういうことが大事だと思います。そこらへんについて感想やら意見やらありましたらお願いします。

建設課長 今、田中議員のほうから地質図について、日本シームレスでしたっけ、地質図というのがネット上で公開をされているのを、私も存じております。その中でやはり見ますと、奥三河地区に花崗岩質が多いというのはわかるのですが、ただ風化具合がちょっと地質図ではわからずに、花崗岩、風化しないと固いので、滑る心配ないとても安全な岩盤質だと思ってますので、やっぱりそのへんの風化度合いが全くまだつかめてないという。それで地質につきましては、先ほどの一般公開されているものと、うちの町史のほうで、自然史編というのが前に公開ていうか、作ったんですけども、その中にも添付図として地質図、同じものが、地質図が入ってますので、またそちらへんもごらんいただいて、ほんとに一番ありがたいかなと思っております。以上です。

町長 田中議員の再質問にお答えをさせていただきますが、設置費の状況というのは実は教育委員会のほうではすでに概算的な、だいたいどれぐらいの費用が必要だろうという調査はしております。そういう中で、今公表して、これがそれだけの事業費が確定なんだというふうにとられると、これは少し、ちょっと幅があるお話になるかなと思いますが、今我々がおよそかかるのではないかというふうに想定しておるのは、約2億の費用が必要ではないかなというふうにも思います。そして、その財源もですね、かなり高額な財源となってきますので、先ほどから申し上げておりますように、教育関係の基金で運用ができるものであるものだから、国の補助金はもちろんなんですけど、そういったものと照らし合わせながら、また時期的なことも考慮に入れるなかで、財源確保ができ、運用ができる方法をとっていきたいというふうに思っております。今年度中に設計を積み上げて、事業を進めると来年度以降、そうすると来年の夏は、また暑い時が来たらまた同じ状況があるじゃないかと、こういうことも懸念されるわけですが、できるだけスピーディーにそういったものに対応していけるような方法で考えていきたいと思っております。以上です。

教育課長 各教室でのデータにつきましては、やっぱり時間とかそれぞれ固定の所でやっぱり測って、当然その日の熱中症指数とか、そういうのもよく見ていく必要があると思いますので、今後は学校のほうにもお願いをしながらそういうのをやっていきたいと思っております。

また新聞報道のほうにつきましては、検討中、まだ設置をするという、そこまでの教育委員会としての検討中のあれで意見がまとまっていなかったものです

から、ああいう形で出ましたけれども、今、今日のような回答のような形で進めていきたいと思っております。

議長 これでは田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは暫時休憩とします。台風 21 号が接近していますので、残りの日程について、このあと緊急の議会運営委員会を委員会室で開催し協議したいと思っておりますので、委員の方は委員会室へ集まっていただきたいと思っております。なお、その他の方は、それまで休憩としますので席にてお待ちください。

休憩 午後 0 時 05 分

再開 午後 0 時 19 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。台風 21 号接近のため、残りの日程について、議会運営委員会に諮った結果を議会事務局から発表させます。

事務局長 先ほどの議会運営委員会の結果について報告をさせていただきます。本日の残りの日程を 9 月 6 日木曜日の午前 9 時からに変更し、以後の決算特別委員会、総務建設委員会の時間を繰り下げたいと思っております。以上です。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午後 0 時 21 分